

島本町告示第 6 4 号

次のとおり一般競争入札を執行する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

島本町長 山 田 紘 平

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
島本町有地（青葉二丁目 2 4 2－5）駐車場用地貸付け
- (2) 貸付人
島本町長 山田 紘平
- (3) 予定価格（最低貸付価格）
年間 3，0 7 5，0 0 0 円
- (4) 貸付期間
令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 1 0 月 3 1 日まで
※更新については、契約書（案）第 4 条を参照。
- (5) 貸付物件

所在地	面積	指定用途	特記事項
青葉二丁目 2 4 2－5 （旧町立やまぶ き園用地）	8 9 8．9 2 m ²	平面駐車場	貸付物件におけ る土地の掘削等 は不可

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 9 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 1 条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (4) 民法第 1 7 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (6) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (8) 法人の場合は法人税、消費税及び町税を、個人の場合は所得税及び町税を完納していない者 ※町税については、島本町分に限る。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）第5条第1項の規定による観察処分を受けている者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（その者と生計を一にする配偶者を含む。）又は役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人その他団体、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する者
- (11) 反社会的活動のために、利用するなど公序良俗に反する用途に使用しようとする者
- (12) 過去2年間の事実を対象として、経営状態が著しく不健全である者
- (13) 島本町職員

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約条項を示す場所
島本町役場3階 総務・債権管理課
- (2) 契約条項を示す期間
令和8年8月14日（金）～令和8年10月7日（水）
- (3) その他
島本町ホームページにおいても、契約条項及び申請書類など各種様式を掲載
<https://www.town.shimamoto.lg.jp/>

4 入札参加申込書等の受付期間及び送付先

入札に先立って、入札参加申込書等の提出書類を簡易書留郵便により郵送してください。

(1) 郵送

簡易書留郵便で、令和8年8月31日（月）必着

郵送先：〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 総務部 総務・債権管理課 入札参加申込 宛

(2) 提出書類（提出された一切の書類は、返却いたしません。）

ア 島本町有地（青葉二丁目 2 4 2－5）駐車場用地貸付け一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）（原本：発効後 3 か月以内のものに限る。）

ウ 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、外国人の場合は登録原票記載事項証明書）（原本：発行後 3 か月以内のものに限る。）

エ 納税証明書 その 3

5 入札参加資格者証の交付

(1) 参加資格要件を満たしていると町が認めた場合及び提出書類に不備が無い場合は、入札参加資格者であることを証する島本町有地駐車場用地貸付け一般競争入札参加資格者証（様式第 2 号。以下「入札参加資格者証」という。）を交付します。

(2) 入札参加資格者証は、令和 8 年 9 月 7 日（月）頃に本町から郵送します。
なお、本町の承諾なく訂正、改ざん等をした入札参加資格者証は無効です。

6 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出方法 <https://logoform.jp/form/8bKw/1729390>
にアクセスし、質問書を提出してください。

質問がない場合は提出不要です。

(2) 質問書の提出期間

入札参加資格者証を受け取った日から令和 8 年 9 月 1 4 日（月）1 7 時まで

(3) 回答日

令和 8 年 9 月 2 4 日（木）までに、メールで回答します。

7 入札保証金

(1) 金額

入札書に記載する金額（見積もる年間貸付料）の 1 0 0 分の 5 に相当する額以上を入札保証金とします。

(2) 納付方法

入札保証金は、銀行振込又は現金持参のいずれかで納付してください。

ア 銀行振込

入札担当課（総務・債権管理課）から所定の納付書（様式第 4 号及び様

式第 5 号) を入札参加資格者証と一緒に郵送しますので、保証金額を記入し、記名押印[印鑑(登録) 証明書の印で押印]のうえ、入札担当課(総務・債権管理課) に返送してください。

その後、入札担当課(総務・債権管理課) に振込先口座情報を確認の上、開札日の 3 営業日前までに町に着金するよう振込みしてください。振込にかかる手数料等は振込人負担になります。町に着金したことが確認できましたら、上記の様式第 4 号を入札担当課からお渡しします。

イ 現金持参

現金持参により納付する場合は、入札担当課(総務・債権管理課) に連絡し納付日を調整してから、開札日の前日までに納付してください。指定金融機関の受付時間は、正午から 1 3 時を除く、午前 9 時から 1 3 時 3 0 分までです。所定の納付書(様式第 4 号及び様式第 5 号) を入札参加資格者証と一緒に郵送しますので、保証金額を記入し、記名押印[印鑑(登録) 証明書の印]のうえ、現金と合わせて持参し、入札担当課(総務・債権管理課) の職員付き添いのもと、役場 2 階の指定金融機関で調整した納付日に納付してください。

(3) 入札保証金の免除

本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結することにより免除します。入札保証保険契約を締結した場合は、開札日の 3 営業日前までに当該保険証書を入札担当課(総務・債権管理課) に提出してください。

なお、入札保証金の額の要件を満たさない場合は、入札書を無効とします。

(4) 入札保証金の返還

ア 落札者以外の入札保証金の返還について

入札担当課(総務・債権管理課) に様式 4 号を提出してください。手続きのうえ、銀行振込により返還します。

イ 落札者の入札保証金の返還について

入札担当課(総務・債権管理課) に様式 4 号を提出してください。契約が確定した後に銀行振込により返還します。

(5) 入札保証金の帰属

落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、地方自治法第 2 3 4 条第 4 項の規定に基づき、島本町に帰属することになります。

8 入札

(1) 入札方法

郵便入札方式です。封筒は二重封筒としてください。

内封筒には、必要事項を記載し、記名押印[印鑑（登録）証明書の印]をした入札書（様式第3号）をいれてください。内封筒の表面には、入札参加者名（法人の場合は法人名）、入札件名及び開札日を記入してください。

上記内封筒を外封筒に封入する二重封筒とし、簡易書留郵便かつ配達日指定で郵送してください。外封筒には下記の郵送先住所等を記入してください。

提出された入札書の書き換え、引換え又は撤回を行うことはできません。

郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担となります。

(2) 配達日指定 令和8年10月7日（水）着

(3) 郵送先

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 総務部 総務・債権管理課 郵便入札 宛

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者のした入札

イ 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札

ウ 入札に際して連合その他不正行為を行ったと認められる入札

エ 予定の日時（期間）及び場所に提出しない入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明である入札（訂正印の押印をした場合でも無効です。）

キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ク 1者が同時に2通以上の入札書をもって行った入札

ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

コ 予定価格（最低貸付価格）を下回った金額での入札

サ アからコまでに掲げるもののほか本告示に関する条件に違反した入札

(5) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められる場合、又は災害その他入札の実施が困難な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

9 開札

入札者の立会いは任意とします。入札者が立ち会わない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 1 項の規定に基づき、当該入札事務に関係のない町職員を立ち会わせるものとします。

(1) 日時 令和 8 年 1 0 月 8 日（木）午後 2 時

(2) 会場 島本町役場 2 階 第 3 多目的室

開札に立ち合いをされる場合は、入札参加資格者証をご持参ください。会場に入場できる者は、入札参加資格者証を持参した者 1 名とします。

(3) 落札者

落札者は、本告示に定める最低貸付価格以上の価格であって、最高の価格をもって入札した者とします。ただし、落札となるべき同価の入札をした者の数が 2 以上であるときは、くじにより落札者を決定します。開札に立ち合いをされていない場合は、当該入札に関係しない町職員がくじを引くこととします。

(4) 入札結果の発表

落札者があるときは、落札者の氏名又は名称及び落札金額を、落札者がないときは、その旨をその場で開札に立ち会った入札者にお知らせします。

また、後日、入札参加者にメールで結果を通知するとともに島本町役場 2 階掲示板で、入札結果を掲示公表します。

10 契約

(1) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付してください。納付方法は、入札保証金の納付方法（7(2)）に準じます。ただし、納付期限は、令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）までに着金とします。

(2) 契約保証金の免除

本町を被保険者とする契約保証保険契約を締結することにより免除とします。

契約保証保険契約を締結した場合は、契約日の 3 営業日前までに当該保険証書を入札担当課（総務・債権管理課）に提出してください。

(3) 契約書

契約の締結に当たり、島本町が指定する契約書の作成を要します。

(4) 契約保証金の還付

入札保証金の還付（7(4)イ）に準じます。ただし、還付の期日は、貸付料の納付があった後とします。

(5) 契約保証金の帰属

契約者が、貸付料を納期限までに納付しないその他賃貸借契約上の義務を履行しない場合には、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定に基づき、島本町に帰属します。

11 貸付料の支払期限

貸付料は、島本町の発行する納付書により令和 8 年 1 2 月 1 5 日（火）までに支払ってください。

12 特記事項

- (1) 貸付物件は、駐車場用地として使用することを前提としています。
- (2) 貸付物件については、過去の土地利用履歴により、地中にダイオキシン類その他の有害物質が存在する可能性があるため、土地の掘削を伴う工事その他地中の土壌を移動し、又は攪乱する行為を行うことはできません。ただし、地中の土壌を移動し、又は攪乱することを伴わない駐車場の区画線の表示その他の軽微な整備については、あらかじめ町と協議し、町の承認を受けた場合に限り行うことができます。
- (3) 入札参加申込前に必ず貸付物件の現状を確認してください。
- (4) 貸付物件内にある防火水槽は常に使用できる状態となるよう配慮してください。